

明石市長 泉 房 穂
(公印省略 総務局財務室財務担当)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

以下の業務の委託について、公募型プロポーザル方式による受託者選定手続き（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記の要領により申請書類等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 市有施設包括管理業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石市内
- (3) 業 務 概 要 本庁舎、小・中学校、幼稚園、保育所、市民センター、あかし保健所等 170 施設の保守点検、清掃、修繕及び維持管理の包括管理業務委託
- (4) 履 行 期 間 2023 年（令和 5 年）年 4 月 1 日から 2024 年（令和 6 年）3 月 31 日まで
ただし本業務を適正に履行している場合は、2028 年（令和 10）年 3 月 31 日まで随意契約により 1 年単位で契約する。
- (5) 提 案 上 限 額 651,320,000 円／年（税込）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

本業務の公募型プロポーザルに参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体（以下「共同事業体」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿に登録されていること。
ただし、本件プロポーザル方式の参加申込み時点において、追加による明石市競争入札等参加資格審査申請を行っており、これを受理されている方（以下「追加申請者」といいます。）については、本要件を満たしているものと見なします。この場合において、当該追加申請者の申請が審査の結果、不適格となったときは、当該追加申請者の行った本件の参加申込みは無効とします。
- (2) 本業務の総括責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として通算 5 年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する方を選任できること（共同事業体の場合は、共同事業体として 1 名を選任できること）。資格及び専任性は求めません。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではありません。
- (6) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとします。

(7) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

(8) 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限の過ぎていないもの)を除く。

(9) 提案仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

(10) 共同事業者の場合、本件プロポーザル方式において、1の構成員は同時に2以上の共同事業者の構成員になることはできない。

(11) 共同事業者の場合、構成員は、単独で本件プロポーザル方式に参加することはできない。

3 提案上限額

本業務の委託料については、651,320,000円/年(税込)を上限として、企画提案書で参考見積額を提案してください。参考見積額には、

産業廃棄物収集運搬処分業務に必要な経費 13,300,000円/年(税込)

修繕業務に必要な経費 244,700,000円/年(税込)

を含めて計上してください。提案上限額を超える提案を行った場合は、参加申込みを無効とします。

なお、実際の契約は、受託予定者の参考見積額を踏まえて、4(2)~(3)の本市と受託予定者又は受託者との協議による業務内容の増減を反映して、年度ごとに、本市の予算の範囲内で契約金額を決定し、行うものとします。(本業務にかかる予算が変更となる可能性があります。)

○提案上限額の積算の考え方

・本業務委託料から②③を除く金額 393,320千円/年(税込) ①

産業廃棄物収集運搬処分費 13,300千円/年(税込) ② 固定

修繕費 244,700千円/年(税込) ③ 固定

・産業廃棄物収集運搬処分費(②)については、対象施設の年間委託費(単価契約)の総額

(本業務の実績はこの金額未満です。本業務に要する経費は年度終了後の精算の対象としており、原則として執行残を本市へ返還となります。)

・修繕費(③)については、対象施設、対象範囲の年間修繕料合計の9割

(本業務に要する経費は年度終了後の精算の対象としており、年間で③を超えて修繕業務を実施することとなる場合には、本市の予算の範囲において不足分の経費を追加して支払います。)

・①+②+③=提案上限額 651,320千円/年(税込)

4 業務内容

(1) 対象施設 ※()内は施設数

小学校(28)、中学校(13)、養護学校(1)、明石商業高校(1)、幼稚園(27)、保育所(11)、
認定こども園(1)、小学校コミュニティセンター(28)、中学校コミュニティセンター(15)、
市民センター(3)、本庁舎(6)、あかし保健所(1)、北庁舎(1)、その他(34)

計170施設

(2) 業務の種類

①保守点検・清掃等業務

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 自家用電気工作物保安管理業務 | (9) 清掃業務 |
| (2) 消防用設備保守点検業務 | (10) 樹木管理・除草業務 |
| (3) 空調設備保守点検業務 | (11) 産業廃棄物収集運搬処分業務 |
| (4) エレベーター保守点検業務 | (12) 機械警備業務 |
| (5) 受水槽・高架水槽保守点検業務 | (13) 学校水泳プール浄化装置点検維持業務 |
| (6) 建築設備及び防火設備定期点検業務 | (14) 保育所ユニットプール組立業務 |
| (7) 特定建築物定期点検業務 | (15) 保育所等屋外遊具ほか塗装業務 |
| (8) 自動扉開閉装置保守点検業務 | |

②維持管理業務

- ・本庁舎維持管理業務
- ・北庁舎維持管理業務
- ・あかし保健所維持管理業務

③修繕業務

(詳細は、別添の提案仕様書等を参照してください。)

- (3) 民間事業者のノウハウ等を最大限に活用し、業務品質の向上及び業務の効率化を図るため、詳細な業務内容は、プロポーザル方式により選定された受託予定者の企画提案をもとに、本市と受託予定者とが契約締結に向けた詳細協議を行った上で確定します。

5 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2022年7月5日(火)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、総務局財務室財務担当(公共施設担当)にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5086)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

6 施設見学会及び施設図面等配付

以下のとおり、本業務の対象施設の見学会を開催します。また、その際に対象施設の図面等及び対象業務の現行の仕様書(これまでの個別発注の際の仕様書)をCDで配付します。希望する方は、下記期間内に電子メールにより総務局財務室財務担当(公共施設担当)へ施設見学及び施設図面等提供申込書(指定様式)を提出してください。

施設見学又は施設図面等の提供のいずれかのみ申し込みも可能とし、施設図面等の提供のみを希望する場合は、CDを郵送します。なお、施設見学の参加の有無は、受託予定者選定時の審査には影響しません。

(1) 申し込み期間・申込先

2022年7月5日(火)から2022年7月14日(木)午後5時まで

電子メールアドレス zaiken@city.akashi.lg.jp

(2) 見学日時・集合場所(※日時及び場所は、参加申込受付状況により決定)

2022年7月25日(月) 13時30分(予定)

明石市役所本庁舎（明石市中崎1丁目5-1）1階

(3) 見学ルート（予定）

明石市役所本庁舎 → 中崎小学校 → 中崎小コミュニティセンター → 播陽幼稚園（中崎小に隣接） → 明石市役所本庁舎（16:00頃解散予定）
各施設の駐車場には限りがあることから、公共交通機関を利用してください。
すべて徒歩で移動し、現地解散とします。

(4) 施設図面等配付

配付する施設図面等は以下のとおりです。見学会の冒頭で配付します。

- ・対象施設の完成時の平面図及び立面図（現況と異なる場合があります。PDF形式）
- ・対象業務の現行の仕様書（これまでの個別発注の際の仕様書です。参考に配付するものであり、この仕様書に従った業務の履行を求めるものではありません。PDF形式）

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に電子メールにより総務局財務室財務担当（公共施設担当）へ提案仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2022年7月5日（火）から2022年8月2日（火）午後1時まで

電子メールアドレス zaiken@city.akashi.lg.jp

(2) 質問に対する回答

2022年8月9日（火）午後1時（予定）から明石市ホームページにおいて公表します。

8 プロポーザル方式参加申込み

(1) 提出書類

参加を希望する方は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部/様式5-1又は5-2）
- イ 企画提案書ほか添付文書（14部（正本1部、副本13部/企画提案書作成要領参照）
- ウ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
（共同事業体の場合は、すべての構成員について提出してください。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

(2) 提出方法

ア 提出については、以下まで持参又は郵送してください。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市総務局財務室財務担当（明石市立勤労福祉会館2階第3会議室）

イ 2022年8月9日（火）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に持参又は郵送してください。

ウ 提出期限は、2022年8月23日（火）午後5時（必着）です。

エ 郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。また郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポー

ザル方式業務委託参加確認書（様式2-1又は2-2）に貼付し、FAX（078-918-5176）により明石市役所総務局財務室財務担当（公共施設担当）へ送信してください。

9 受託予定者選定方法

本市が設置する選定委員会において、適正な参加申し込みのあった方（以下「参加者」という。）について、企画提案書等の内容及び以下の要領で実施するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）の内容によって審査し、受託予定者を選定します。

ただし、参加者が多数の場合は、まず企画提案書等の内容のみによる審査を行い、プレゼンテーション等を実施する参加者を上位3～5者程度に限定することがあります。

詳細は、選定要領及び採点表（審査基準）を参照してください。

○プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

日時 2022年9月5日（月）予定 ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します

場所 明石市役所 議会棟2階 第2委員会室

10 結果の公表

選定結果については、2022年9月9日（金）を目途に参加者全員に電子メールによる通知を行うとともに、明石市ホームページ上にて公表する予定です。

11 契約保証金

契約金額（年度ごとの金額）の10分の1以上を納付してください。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合があります。

12 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額（税込み）で記載してください。

13 支払条件

均等分割による事後払いとします。（各月払い、四半期払いなど支払回数及び時期については受託者の意向に従って定めるものとします。）

14 契約の締結について

（1）受託予定者

選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する協議を行うこととなります。その後、協議により決定した業務内容に対する見積書及び業務費内訳等を、企画提案時の参考見積額及び積算内訳を踏まえて提出していただきます。

（2）見積書

企画提案時の参考見積額及び業務ごとの積算内訳を正当な理由（企画提案時からの業務内容の増加等）なく超えた見積は無効とします。

（3）暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) 受託予定者との契約が不調の場合の措置

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

(5) 契約条項についての協議

市と受託者との契約書の契約条項については、明石市契約規則、明石市業務委託契約約款、本公告文及び提案仕様書等並びに受託者の企画提案書に基づき、市と受託者が協議のうえ決定するものとします。

15 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

16 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上のプロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

17 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 指示する方法以外で提出された参加申込み。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時
の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (5) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (6) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (7) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (9) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (10) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (11) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出したもの

18 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

19 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。（追加で登録申請し、審査中の場合は記載不要です。）
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。